| | |
|---|---|
| 周防灘 | 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域<br>一　山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線<br>二　山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線<br>三　山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線 |

2　網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3　区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあって、下欄に掲げる制限を設ける。

| 区域 | 期間 | 制限 |
|---|---|---|
| 紀伊水道 | 五月十五日から六月二十日まで | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 大阪湾 | 五月二十五日から六月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで） | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 播磨灘 | 九月一日から十一月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで） | さわらを目的とした操業の禁止（ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く） |
| | | 毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止 |
| | | 毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止 |
| 備讃瀬戸 | 九月一日から十一月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで） | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 燧灘 | 九月一日から九月三十日まで | さわらを目的とした操業の禁止 |
| | | さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする |
| 安芸灘 | 九月一日から九月三十日まで | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 伊予灘 | 五月十六日から六月十五日まで | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 周防灘 | 五月一日から五月三十一日まで | さわらを目的とした操業の禁止 |

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

## 公　告

### 諸事項

#### 破産手続開始